

# 医師の働き方改革に関する 県内医療機関の準備状況等

神奈川県健康医療局保健医療部医療課  
(勤務環境改善支援センター事務局)  
令和4年8月3日

Kanagawa Prefectural Government

## 目次

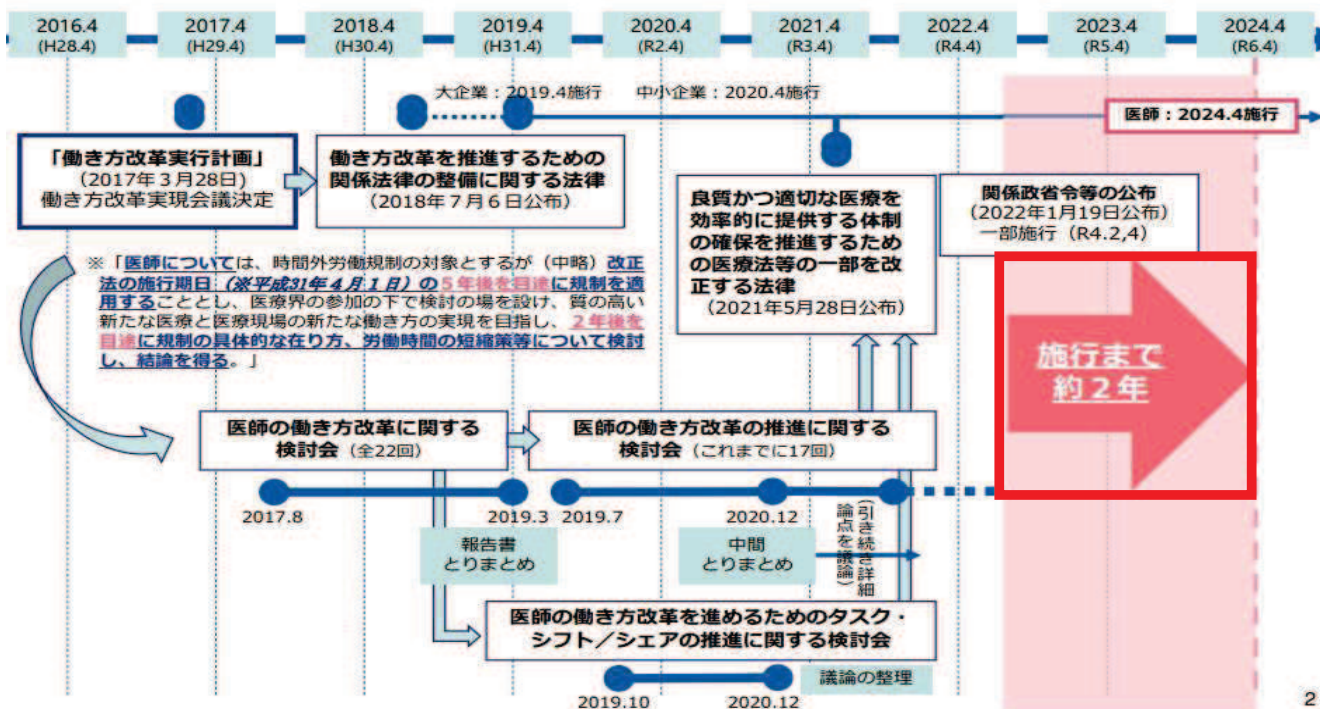
- 1 総括
  - 2 アンケート結果から見た神奈川県の課題
  - 3 今後のスケジュールと各病院で確認・取り組んで頂きたいこと
  - 4 国や県の支援措置
- ◆ 周知事項

Kanagawa Prefectural Government

# 1 総括

Kanagawa Prefectural Government

## 医師の働き方改革の議論の進捗



## 本県勤務環境改善支援センターの取組

### 時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用（2024.4～）

法改正で対応

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保	
A（一般労働者と同程度）	960時間	義務	努力義務	
連携B（医師を派遣する病院）	1,860時間 ※2035年度末 を目標に終了		義務	義務
B（救急医療等）				
C-1（臨床・専門研修）	1,860時間			
C-2（高度技能の修得研修）				

#### 医師の健康確保

##### 面接指導

健康状態を医師がチェック

##### 休息時間の確保

連続勤務時間制限と  
勤務間インターバル規制  
（または代償休息）

各水準の指定要件については、

「医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ」をご確認ください。

（厚生労働省ホームページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_21428.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21428.html)

出典：令和4年度 都道府県医療勤務環境改善担当課長会議資料

5

## 本県の取組

今年度は、、、

- 個々の医療機関が具体的な取組を確実に進めなければならない局面
  - ⇒ 個別具体的な支援が必要
  - ⇒ 円滑な施行のためには 勤改センターによる支援が重要な鍵
- 国・都道府県が2024年4月以降の地域の医療提供体制の見込みを具体的に確認しながら進めることが重要
  - ⇒ 実態把握のための 調査の実施
  - ⇒ 2024年4月以降の地域の医療提供体制を確保する観点から、個別に支援すべき医療機関の特定と計画的な取組の実施

出典：令和4年度 都道府県医療勤務環境改善担当課長会議資料

6



## 2024年4月に向けて医療機関が取り組むこと

### ○ 医療機関において医師の勤務実態を把握します。

- ・ 兼業・副業について
- ・ 宿日直許可の取得について
- ・ 自己研鑽の取扱いについて

### ○ 目指す水準を設定し、必要な準備、取組を進めます。

※制度の趣旨に合った形で、実態に応じた水準を選択

2024年4月以降はA水準を目指す

令和5年度末までの医師労働時間短縮計画の作成に努める（努力義務）

※2024年4月1日より前に年間960時間超の医師がいる場合

2024年4月以降はB、C水準を目指す

B 連携B C1 C2

令和6年度以降の医師労働時間短縮計画を作成し、B、C水準の指定を受ける

直接指導の実施

※（水準にかかわらず）月100時間以上見込みの医師に対して実施

勤務間インターバルの確保

※B、C水準の場合は“義務”、A水準の場合は“努力義務”

出典：令和4年度 都道府県医療勤務環境改善担当課長会議資料

7

## 宿日直許可の仕組みについて（概要）

### ○ 宿直や日直の時間は「労働時間」ですので、労働基準法の労働時間に関する規制が適用されます。

- ・ 労働時間の限度：原則1日8時間以内・1週40時間以内
- ・ これを超えて労働させるためには労使協定（36協定）の締結・届出が必要（上限時間あり）
- ・ これを超えて労働させた場合は割増賃金の支払が必要

### ○ ただし、労働基準監督署長から許可を受けた場合、許可に沿って行われる宿直や日直は、労働基準法の労働時間に関する規制が適用除外になります（←宿日直許可の仕組み）

#### ○ 宿日直中の勤務の態様

- ・ 常態として、ほとんど労働する必要のない勤務であり、通常の労働の継続ではないこと
- ・ 問診等による診察（軽度の処置を含む）等、特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限ること
- ・ 夜間に十分睡眠が取り得ること
- ・ 通常と同様の業務がまれにあっても、一般的に、常態としてほとんど労働することがない勤務である場合は、許可は取り消されない

（※医療機関の場合）

出典：令和4年度 都道府県医療勤務環境改善担当課長会議資料

8

## 医師の働き方改革と宿日直許可、地域医療の確保に関する指摘

### 医師の働き方改革と宿日直許可

- Q. 医療法第16条に基づく宿直を行う場合には宿日直許可が必要なのでしょうか。
- A. 医療法第16条では病院に医師を宿直させなければならないと規定されています。この医療法第16条に基づく宿直を医師に行わせること自体に労働基準監督署長による宿日直許可は必要ありません。
- Q. では、なぜ、宿日直許可の取得を検討する医療機関が増えているのでしょうか。
- A. 宿日直許可を受けた場合には、その許可の範囲で、労働基準法上の労働時間規制が適用除外となります。今後、令和6年4月から医師の時間外労働の上限規制がスタートしますが、
- (1) 宿日直許可を受けた場合には、この上限規制との関係で労働時間とカウントされないこと、
- (2) 勤務と勤務の間の休息时间（勤務間インターバル）との関係で、宿日直許可を受けた宿日直（9時間以上連続したもの）については休息时间として取り扱えること、
- など、医師の労働時間や勤務シフトなどとの関係で重要な要素になることが考えられます。

### 地域医療の確保に関する指摘

- 大学病院等の医療機関が医師の派遣を通して地域の医療提供体制を確保している状況
- ー 大学病院からの応援で成り立っている地方の医療機関では、宿日直許可が取れないために、通算の上限時間超過を懸念する大学病院から医師を引き上げられ、医療提供体制を縮小せざるを得なくなる。

➡ 地域医療確保のためには、医療機関が適切に宿日直許可を取得することが重要との指摘。

3

出典：令和4年度 都道府県医療勤務環境改善担当課長会議資料

9

## 連続勤務時間制限・勤務間インターバル・代償休息

### 【基本ルール】

- ① 通常の日勤及び宿日直許可のある宿日直に従事する場合
- …始業から24時間以内に9時間の連続した休息时间  
(**15時間の連続勤務時間制限**)
- ② 宿日直許可のない宿日直に従事する場合
- …始業から46時間以内に18時間の連続した休息时间  
(**28時間の連続勤務時間制限**)

※ 休息時間に労働した場合、代償休息を事後的に付与。

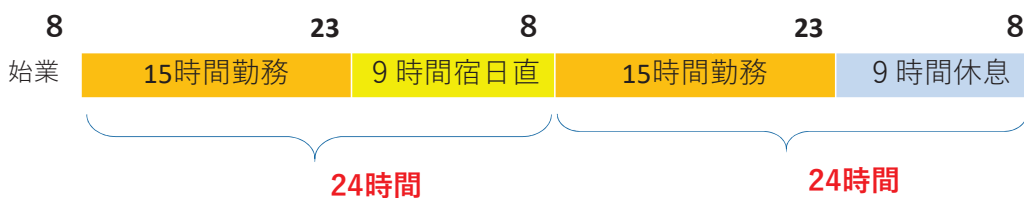
出典：第13回 医師の働き方改革の推進に関する検討会 資料を改編

10

## 連続勤務時間制限・勤務間インターバル・代償休息

【同一の医療機関で勤務する場合】※一例

宿日直許可の**ある**宿日直に従事する場合



宿日直許可がない場合、翌日は午前までの勤務となる。

宿日直許可の**ない**宿日直に従事する場合



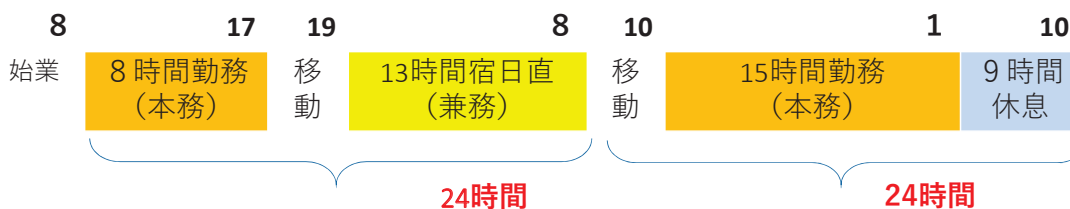
出典：第13回 医師の働き方改革の推進に関する検討会 資料を改編

11

## 連続勤務時間制限・勤務間インターバル・代償休息

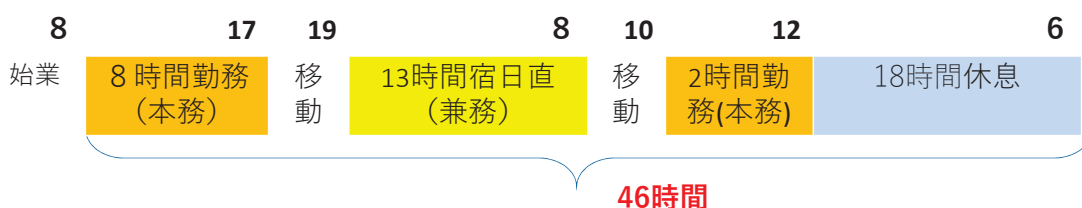
【主たる勤務地で勤務し、兼業先で宿日直勤務する場合】※一例  
(大学病院からの派遣など)

宿日直許可の**ある**宿日直に従事する場合



宿日直許可がない場合、翌日は午前までの勤務となる。

宿日直許可の**ない**宿日直に従事する場合



出典：第13回 医師の働き方改革の推進に関する検討会 資料を改編

12






## 勤改センターによる宿日直許可申請に関する支援

医療機関の宿日直許可申請に関する支援が最優先課題の1つ。

### 勤改センターとは

- ◇ 医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）は、**医療機関の勤務環境改善に関して総合的・専門的な支援を行う体制として、各都道府県が設置**しています（改正医療法（平成26年10月施行）に基づき、平成29年3月末時点で全都道府県に設置）。
- ◇ **都道府県が直接運営**しているセンターのほか、**県医師会や病院協会等の医療関係団体、社会保険労務士会等の団体が委託を受けて運営している**場合があります。
- ◇ 勤改センターには、医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士等）や、医業経営アドバイザー（医業経営コンサルタント等）が配置され、連携しながら**医療機関の勤務環境改善や医師の働き方改革の取組を支援**しています。

### 勤改センターが行う宿日直許可に関する支援（例）

相談支援	労働局への照会	許可申請時の支援
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 医療機関向けの<b>セミナーの開催</b></li><li>◆ 宿日直許可制度や申請手続きに関する説明、助言 等</li><li>◆ 医療機関訪問による<b>個別支援</b>（医療機関の状況を踏まえた申請方法、申請書類の準備に関する助言等）</li></ul> 	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 医療機関からの希望に応じて、照会したい事項を都道府県労働局監督課（労働基準監督署）へ個別照会（<b>匿名による相談も可能</b>）</li></ul> 	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 医療機関からの希望に応じて、<b>宿日直許可の申請を行うに当たって同席する。</b> ⇒ 監督署の担当官からの説明、質問等とともに聞き、内容等を医療機関にわかりやすく伝える など</li></ul> 

出典：令和4年度 都道府県医療勤務環境改善担当課長会議資料

13

## 2 アンケート結果から見た神奈川県の課題

## R3.8 「病院に勤務する医師の働き方に関するアンケート」

回答受付中。フォローアップ（回答内容に基づく電話等による助言）も継続中。

### 調査概要

実施期間	令和3年8月13日～令和3年8月31日 ※期限以降も随時回答受付中		
対象	県内病院（336病院）		
主な調査項目	1. 直近1年間の時間外・休日労働時間数が960時間以上、1860時間以上となる医師の有無 2. 上記、他院通算した場合の該当医師の有無 3. 時短計画作成状況 4. 特例水準指定申請意向 5. 宿日直許可取得・申請検討状況		
結果 (R4.3末時点)	<b>全体</b>	<b>200/336病院</b>	<b>回答率：59.3%</b>
	大学病院・関連病院	13/13病院	回答率：100.0%
	地域医療支援病院	29/34病院	回答率：85.2%

15

## 県内医療機関の、宿日直許可取得状況（R3.8アンケートから）

問11 労働基準監督署から宿日直許可を受けていますか。 回答数：193/336病院

- ① すべての宿直又は日直の業務について、宿日直許可を受けている **78病院**
- ② 一部の宿直又は日直の業務について、宿日直許可を受けている **10病院**

要確認  
88病院  
※

※許可取得時期が古い（R元年7月以前）場合、内容の再確認が必要。  
※許可を受けていない時間帯/診療科がある場合、確認が必要。

- ③ 宿日直許可を受けていない **105病院**

勤改C  
利用も検討  
105病院

16



## 県内医療機関の、特例水準申請予定（R3.8アンケートから）

問15-2 労働基準監督署から宿日直許可を受けていますか。

※アンケート別項目で特例水準申請予定または検討中と回答した57病院のみが選択

※複数選択可

**連携B水準… 22病院**

**B水準… … 37病院**

**C-1水準… 28病院**

**C-2水準… 10病院**

17

## 宿日直許可集中ヒアリング

宿日直許可支援を要する医療機関を把握するため、令和4年7月より勤改センターの労務管理アドバイザー（受託者：株式会社タスクールPlus）から県内医療機関へヒアリングしています。

### 【対象】

R3.8国調査において

- ・自院のみで960時間超（B水準相当）医師がいると回答
- ・他院通算で960時間超（連携B水準相当）医師がいると回答
- ・調査未回答

の医療機関 = 県内 188/336医療機関

### 【主なヒアリング事項】

- ①R3.8調査問1.1（宿日直許可の有無）の現況
- ②R3.8調査問1.1-2（宿日直許可の今後の取得意向、作成・相談段階の確認）の現況
- ③特例水準申請意向
- ④宿日直許可に関するセンター支援要望の有無

## 宿日直許可集中ヒアリング途中結果（7/22時点）

問：宿日直許可を取得しているか。（n=79）

全ての業務について取得・・・9病院(11%)  
一部の業務について取得・・・4病院(5%)

取得していない・・・48病院(61%)

わからない・未回答・・・19病院(24%)

**61%が未取得**となっている。

**24%がわからない・未回答**としている。

## 宿日直許可集中ヒアリング途中結果（7/22時点）

問：宿日直許可取得申請を検討しているか。（n=79）

検討している・・・41病院(51%)

労基署との相談を始めている・・・5病院(6%)  
申請中である・・・3病院(4%)

検討していない・・・9病院(11%)

わからない・未回答・・・22病院(28%)

約半数が許可申請を検討中。  
そのうち3病院が**労働基準監督署への同行支援**を希望。

一方、実際に相談や申請を開始しているのは8病院にとどまる。

## 宿日直許可集中ヒアリング途中結果（7/22時点）

問：特例水準申請意向があるか。（n=79）

意向有・・・15病院(19%)  
検討中・・・6病院(8%)  
わからない・未回答・・・23病院(29%)  
なし（A水準相当）・・・35病院(44%)

うち、  
B水準・・・15病院  
連携B水準・・・8病院  
C-1水準・・・5病院  
C-2水準・・・4病院

【ヒアリングから見る現状】

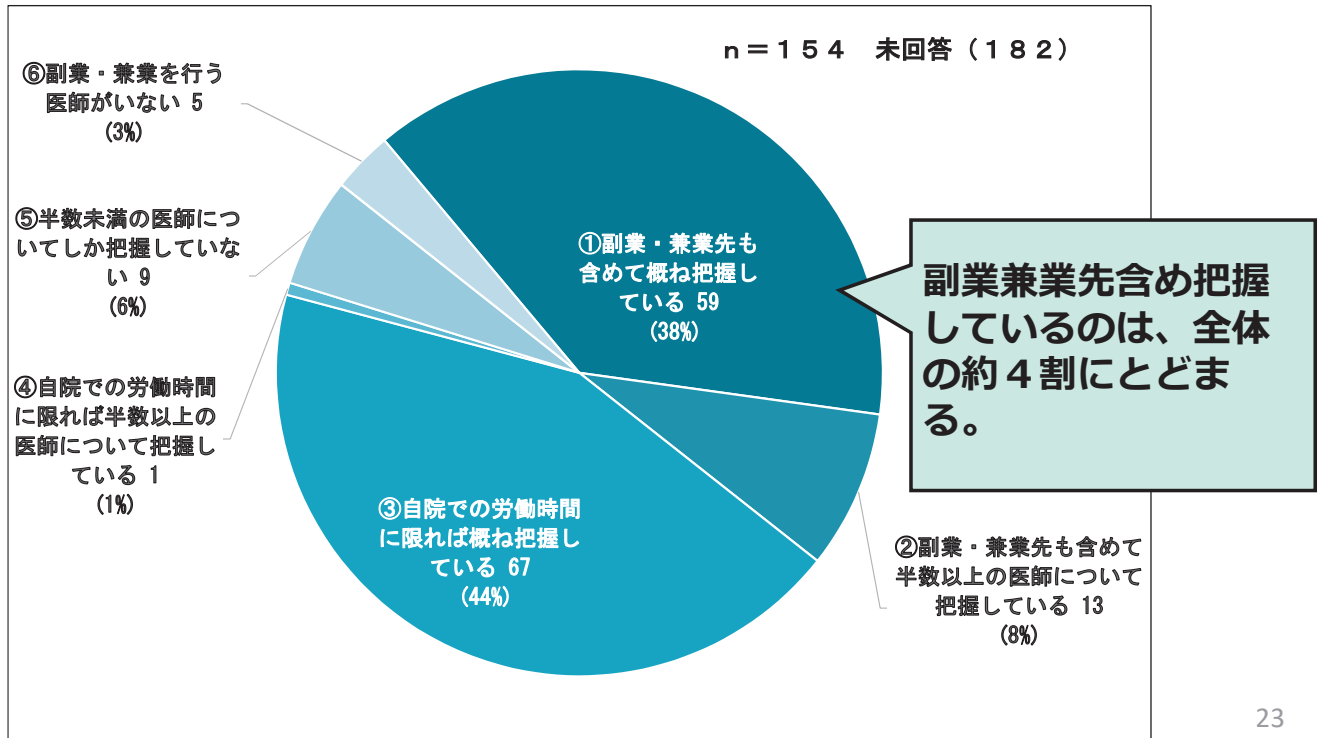
宿日直許可の取得が進んでいないものの、取得意向のある医療機関が多い。  
⇒勤改センターの労務管理相談支援を積極的にご利用ください。

## R4.3 「医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査」（回答締切済）

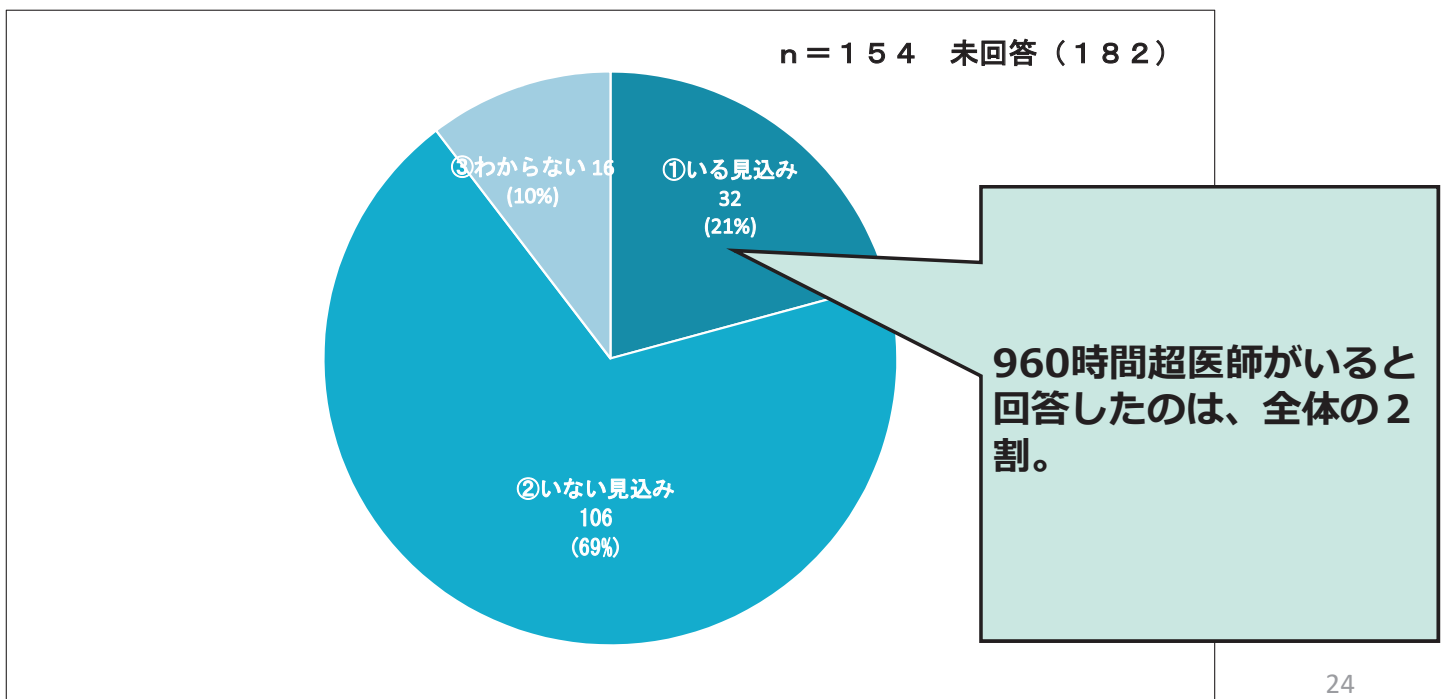
### 調査概要

実施期間	令和4年3月1日～令和4年3月31日		
対象	県内病院（336病院）		
主な調査項目	1. 令和6年度以降、派遣先含め時間外が960時間以上、1860時間以上となる医師の有無とその詳細（診療科、年齢、性別、時間外・休日労働時間） 2. 宿日直許可申請状況 3. 時短計画作成・申請時期 4. 特例水準指定申請意向 5. 医師派遣の有無及びその人数（常勤/非常勤） 6. 派遣先都道府県 7. 医師派遣の中止・削減可能性がある診療科とその理由(回答なし) 8. 中止・削減先の決定に当たり重視する事項（回答なし）		
結果	全体	154/336病院	回答率：45.8%
	大学病院・関連病院	10/13病院	回答率：76.9%
	地域医療支援病院	18/34病院	回答率：52.9%

## 副業・兼業先含めた医師労働時間の把握状況（全体）

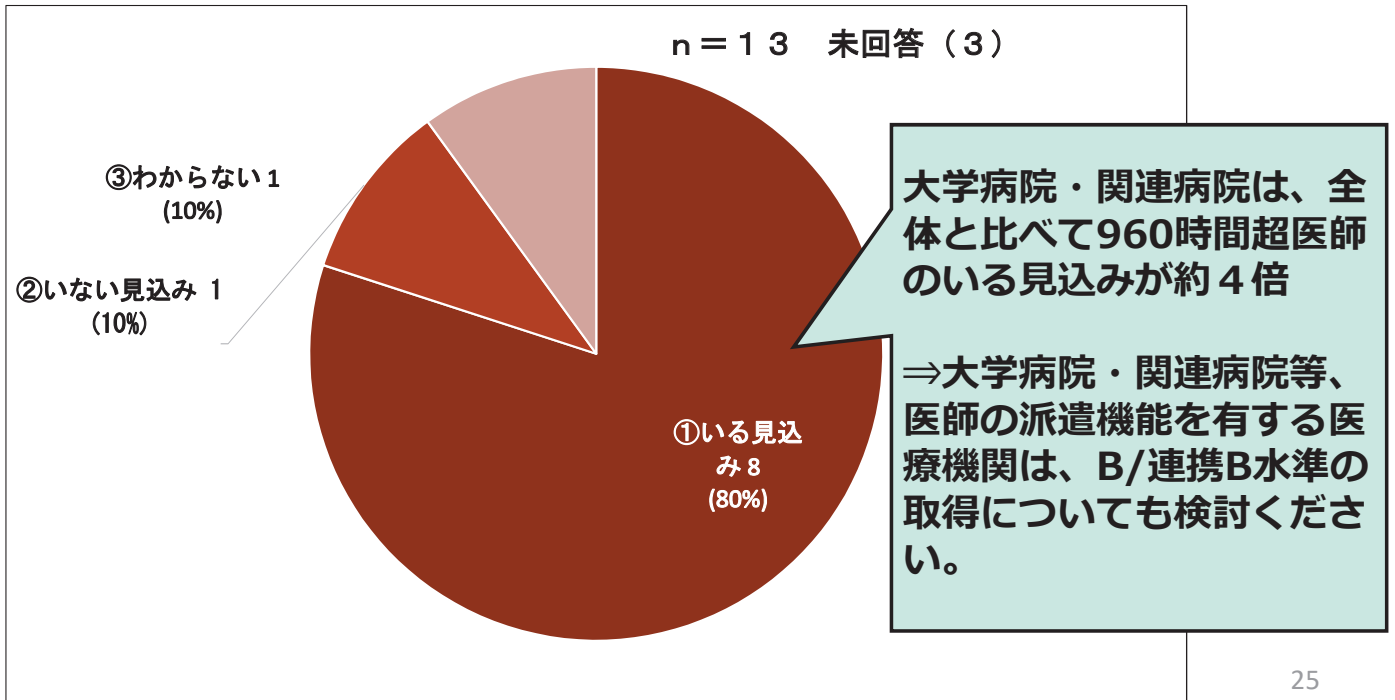


## 2024年4月以降、時間外労働時間（兼業・副業先を含む）が年960時間を超える医師の有無（全体）

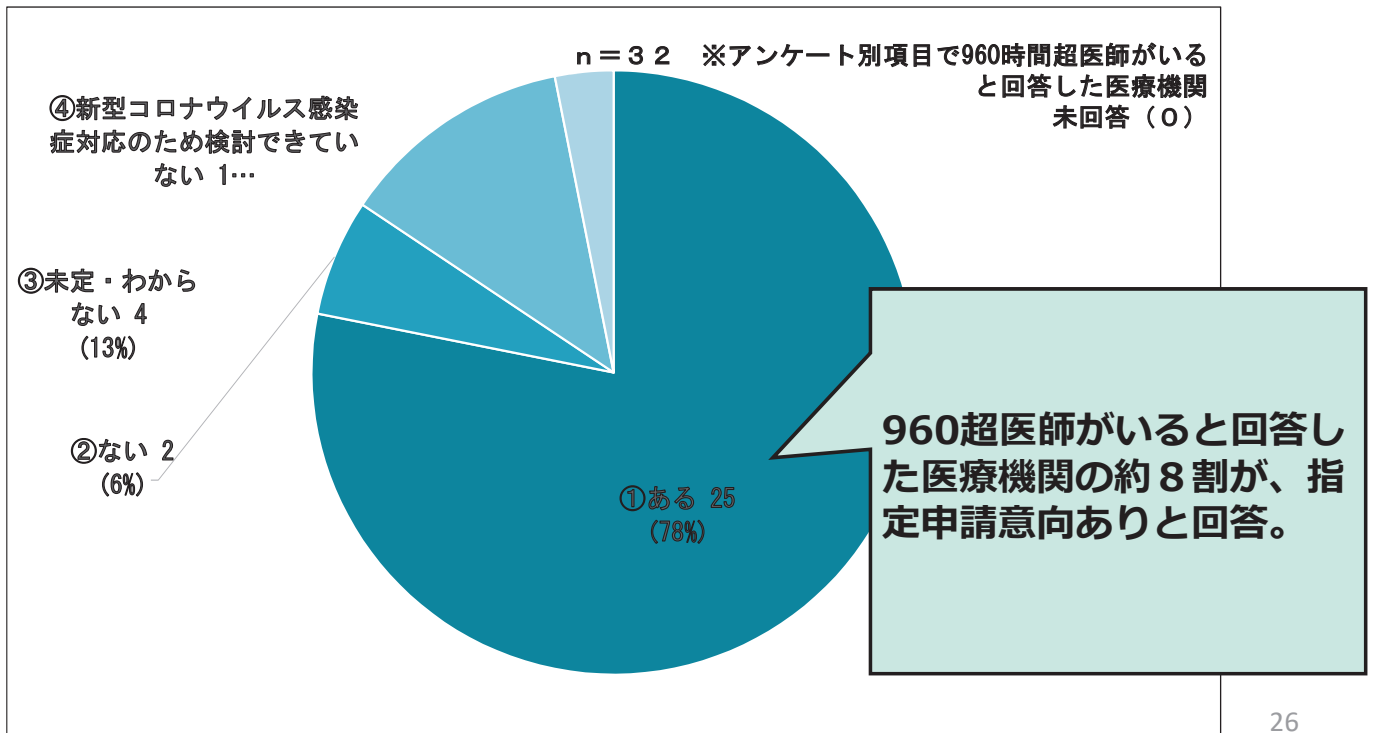




2024年4月以降、時間外労働時間（兼業・副業先を含む）が年960時間を超える医師の有無（大学病院・関連病院）



特例水準の指定申請意向（全体）



**問10) 医師派遣の有無** ※大学病院7 /13、地域医療支援病院 10 / 34が回答

**派遣あり… 11 病院**    **医師派遣の中止・削減予定していない（3病院）**  
**医師派遣の中止・削減予定を把握できていない（8病院）**  
派遣なし…6病院

【現状】 大学病院以外に、地域医療支援病院からの地域派遣も一定数ある。  
【問題点】 多くの病院が、働き方改革による医師派遣の中止・削減予定を把握していない。

**本県勤務環境改善支援センターの取組**

【方針】

宿日直許可の取得など、各医療機関が勤務環境改善の取組みを進めていく中で、なお**時間外・休日労働が1860時間の上限を超える医師がいる場合、地域に派遣されている医師の減少・中止等が想定**されます。本県では、医師の働き方改革に伴い、地域医療体制について、状況を把握し対応を進めていく必要があると認識しています。

【今後の対応】

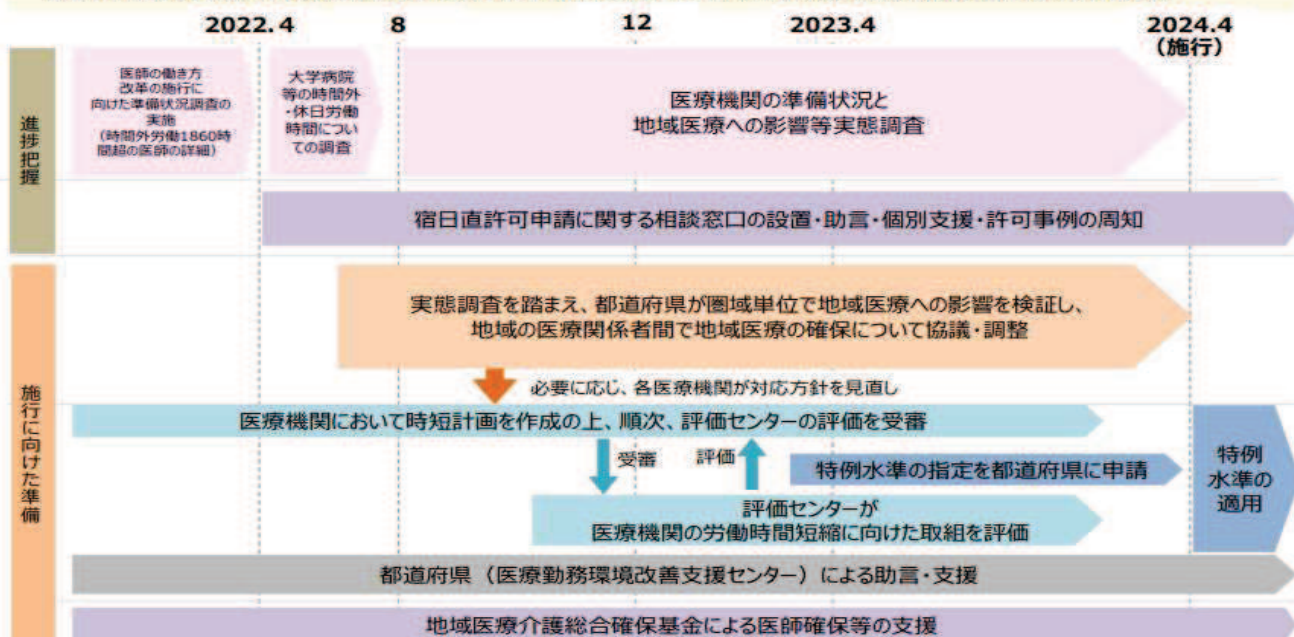
個別のヒアリングや、国のアンケートの結果の解析を通して、  
・個別支援すべき医療機関の把握  
・2024年4月以降の地域医療提供体制の見込みの把握  
に努めます。

### 3 今後のスケジュールと 各病院で確認・取り組んで頂きたいこと

Kanagawa Prefectural Government

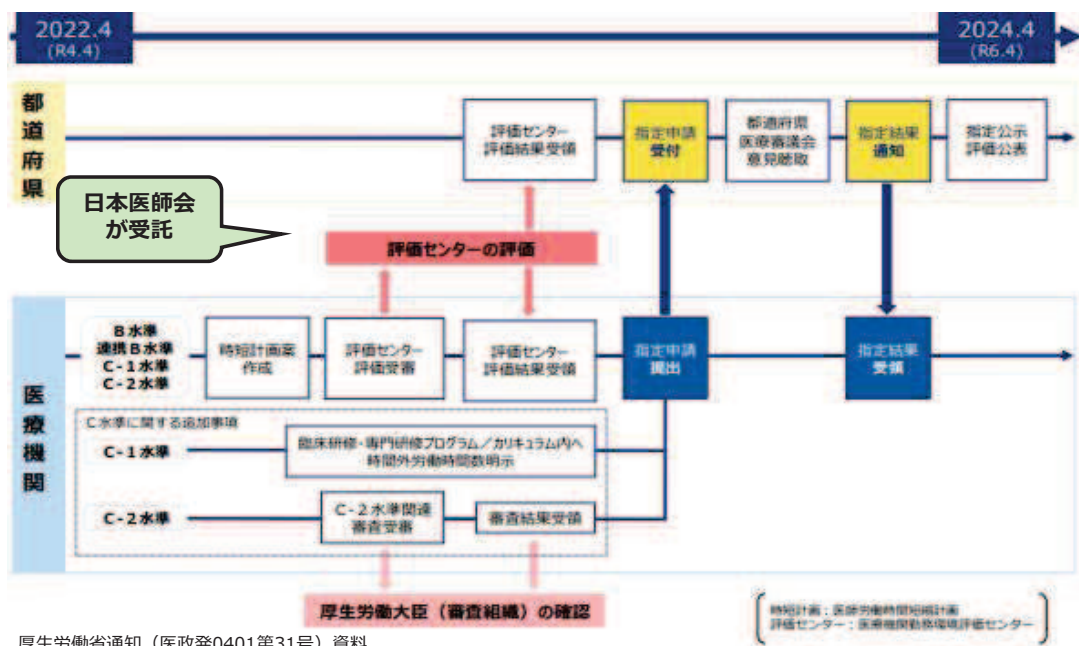
#### 2024年度の時間外労働の上限規制の施行に向けた準備プロセス

- 2024年度からの上限規制の適用開始に向け、円滑な実施を確保するとともに、必要な地域医療に影響が出ることのないよう、国・都道府県の責任の下で進捗を管理していく。
- 特に、大学病院など、地域医療の確保のため医師を派遣している医療機関が、施行に向けて必要な取り組みを進めることができず、地域医療が守られるよう、施行直前まで、その準備状況と地域医療への影響や医師の派遣実態についての調査を実施し必要な支援や対応について検討を行う。



## 特例水準指定までのフロー

- 医療機関は、作成した時短計画について評価センターの評価を受ける。
- 評価結果を添付して、都道府県へ特例水準申請を行う。
- 上記のほか、C-1、C-2水準は追加の手続が必要。



31

## 医療機関へご協力頂きたいこと

令和4年10月に予定されている評価センターの受付開始に向け、以下の取組を進めてください。

- ① 医師の勤務実態を把握
- ② 宿日直許可申請の検討・取得、派遣先の宿日直許可取得有無の確認
- ③ 目指す水準の設定
- ④ 時短に向けた取組や、時短計画作成

**取組に当たってお困りのことがある場合には、勤改センターへご相談ください。**

センターからのプッシュアップ支援を待たずに、動き出しをお願いします。

32



## 4 国や県の支援措置

Kanagawa Prefectural Government

### センター問合せ先

#### 神奈川県医療勤務環境改善支援センター

(神奈川県 健康医療局 医療課内)

(受付時間) 平日8時30分から17時15分

(専用電話) 045-664-2522

(FAX) 045-210-8858



#### 医療労務管理相談コーナー

(受託者：株式会社タスクールPlus)

(受付時間) 平日9時から17時

(専用電話) 045-326-6947

(FAX) 045-326-6967

(メール) kanagawa@task-iryo.com



## 【周知】センターのホームページ

神奈川県 医療勤務環境改善支援センター

このセンターは、医師や看護師等の医療従事者の離職防止や定着促進、医療安全の確保等を回るため、神奈川県や神奈川県労働局が連携して設置した組織で、医療勤務環境改善に主体的に取り組む医療機関を支援しています。

医療勤務環境改善支援センターのチラシはこちら (PDF: 765KB)

医療従事者の勤務環境改善の必要性と基本方針

医療の質の向上や経営の安定化の観点から、医療機関が自らのミッションに基づき、ビジョンを掲げていくことが重要です。そのためには、各医療機関において、医療従事者が働きやすい環境の働きがい高めるよう、勤務環境を改善させる取組が不可欠です。医療従事者、患者、経営者による好循環を作りましょう。

検索バーから「神奈川県」「勤務環境」と検索

・相談支援申込書

・勤改センター研修会の過去資料

・各種補助金の案内

等の閲覧・ダウンロードが可能です

35

## 支援情報一覧①

相談内容	支援方法	連絡先
制度について不明点がある (行政動向・今後のスケジュールなど)	勤改センター事務局 (神奈川県医療課)	TEL:045-664-2522
院内の勤務実態把握ツール (エクセル調査票フォーマット) の提供を受けたい	勤改センター事務局 (神奈川県医療課)	TEL:045-664-2522
勤怠管理システムの導入、非常勤医師の雇用など働き方改革に資する取組の補助を受けたい	勤改センター事務局 (神奈川県医療課)	TEL:045-664-2522 (参考: 昨年度要綱) URL: <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/kinnmukannkyou/3kinnmukannkyoukaizenn.html">http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/kinnmukannkyou/3kinnmukannkyoukaizenn.html</a>
制度について不明点がある (宿日直許可、追加的健康確保措置、時短計画作成など)	勤改センター医療労務管理相談コーナー (労務管理アドバイザー)	TEL:045-326-6947
宿日直許可取得支援 (申請書類作成、労基署同行等) を受けたい	勤改センター医療労務管理相談コーナー (労務管理アドバイザー)	TEL:045-326-6947

36

## 支援情報一覧②

相談内容	支援方法	連絡先
経営面の問題も含め、組織のトップを巻き込み、病院全体で働き方改革を進めて行く契機を作りたい	勤改センター事務局（神奈川県医療課）※医業経営アドバイザーへおつなぎします	TEL:045-664-2522
過去の研修会資料を確認したい（県）	勤改センターホームページ（神奈川県）	URL: <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f531764/index.html">http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/cnt/f531764/index.html</a> 「お知らせ(新着一覧)」
過去の研修会資料を確認したい（国）	いきサポ（厚生労働省運営のホームページ）	URL: <a href="https://iryou-kinmukankyuu.mhlw.go.jp/information/seminar2021">https://iryou-kinmukankyuu.mhlw.go.jp/information/seminar2021</a> 「役に立つ情報」
働き方改革について、一から理解する資料（動画、紙面）がほしい 他医療機関の好事例が知りたい	いきサポ（厚生労働省運営のホームページ）	URL: <a href="https://iryou-kinmukankyuu.mhlw.go.jp/information/explanation">https://iryou-kinmukankyuu.mhlw.go.jp/information/explanation</a> 「医師の働き方改革の制度解説」

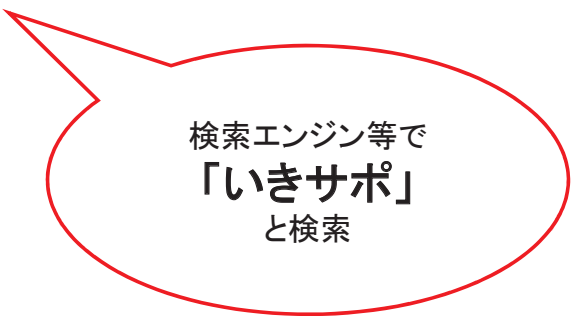
37

## 宿日直許可の支援（県、厚労省（本省）、厚労省（労基署））

設置主体/名称	主な相談者像のイメージ（例）	主な支援/対応内容（例）
<b>都道府県</b> 医療勤務環境改善支援センター (勤改センター)	<p>■ 許可申請を考えている医療機関全般</p> <p>特に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督署に相談する前に、まずは基本的な仕組みを知りたいと考える医療機関</li> <li>・ 監督署への相談のハードルが高く、第三者への相談をしたいと考える医療機関</li> <li>・ 独自の取組が難しいため、訪問支援等により、個別の継続した支援が必要な医療機関</li> </ul>	<p>■ 医療機関に特化した支援機関（社会保険労務士、医業経営コンサルタント等が配置）として、以下のような支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度や申請手続きに関する説明、助言 等</li> <li>・ 宿日直許可に関する<b>医療機関向けのセミナーの開催</b></li> <li>・ 医療機関からの照会事項を都道府県労働局監督課へ個別照会（<b>匿名による相談を含む。</b>）</li> <li>・ 医療機関<b>訪問による個別支援</b>（助言等）</li> <li>・ 宿日直許可<b>申請時の監督署への同行支援</b></li> </ul>
<b>厚生労働省</b> 医療機関の宿日直許可申請に関する相談窓口 (本省相談窓口)	<p>■ 許可申請を考えている医療機関全般</p> <p>特に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督署に相談することに対して不安やためらいがある医療機関</li> <li>・ 監督署等に相談しているが、厚生労働省本省の専門家にも相談してみたい医療機関</li> </ul>	<p>■ 医療機関の宿日直許可申請の円滑化を図るための相談窓口として、以下のような支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督署に相談する際の<b>監督署の担当者の紹介</b></li> <li>・ 医療機関による監督署等への<b>相談状況を踏まえた個別支援</b>（助言等）</li> <li>・ 地域の<b>勤改センターと連携した個別支援</b></li> </ul>
<b>厚生労働省</b> 労働基準監督署 (監督署)	<p>■ 許可申請を考えている医療機関全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際の監督署への提出書類等、申請手続きに関する説明、助言</li> <li>・ 医療機関の許可取得に向けた申請に当たっての具体的な取組についての助言</li> <li>・ 申請受付、許可/不許可の判断</li> </ul>

10

厚生労働省ホームページ「いきいき働く医療機関サポートWeb」  
URL : <https://iryoku-kinmukankyou.mhlw.go.jp/>



- 宿日直許可事例
  - 時短計画作成ガイドライン
  - 過去通知
- 等の閲覧・ダウンロードが可能です

33

## 周知事項



## 【周知】 R4.7 「医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査」※第2弾

回答受付中。調査票を郵送しておりますので、御協力をお願いします。

(締切：8月15日)

提出先：ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp

### 調査概要

実施期間	令和4年7月19日～8月15日
対象	大学病院本院以外の病院及び有床診療所 ※大学病院本院に対しては、別途厚生労働省から調査実施。
主な項目	1. 時間外・休日労働時間の把握状況(1,860時間以上の医師の有無) 2. 宿日直許可の取得・申請状況 3. 他院からの夜間・休日の宿日直業務を行う医師の派遣状況
方法	調査票等を、都道府県から医療機関へ郵送。 医療機関は調査票データを県ホームページからダウンロードし、記入の上、メールで県へ提出。 調査結果は、県がとりまとめて、厚生労働省医事課へ報告する。

41

## 【周知】 地域医療介護総合確保基金区分VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備事業費補助

問合せ先/申請書類の提出先

**神奈川県 健康医療局 医療課**

(受付時間) 平日8時30分から17時15分

(専用電話) 045-210-4877

(メール) [ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.lg.jp)

(昨年度補助要綱) 県勤改センターHP

[http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/kinnmukan\\_nkyou/3kinnmukannkyoukaizenn.html](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/kinnmukan_nkyou/3kinnmukannkyoukaizenn.html)

【補助基準額】

病床機能報告の

最大使用病床数 (※)

× 133千円

【利用例】

勤怠管理システム導入費、  
非常勤医師人件費等

申請意向がある場合、

**2024年8月中に**

県へご連絡ください。

42

## 【周知】医療機関看護職員確保・ 育成支援奨励金

問合せ先/申請書類の提出先

神奈川県 健康医療局 医療課

(受付時間) 平日8時30分から17時15分

(専用電話) 045-210-4744

(メール) [chihokanjin@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:chihokanjin@pref.kanagawa.lg.jp)

神奈川県モデル認定医療機関の皆様へ

### 医療機関看護職員確保・育成支援 奨励金を給付します

新型コロナウイルス感染症に対応する  
医療従事者の皆さんを応援するため、  
新たに看護職員を雇用した医療機関に  
奨励金を給付します。

【かながわコロナ医療・福祉等応援基金活用事業】

給付額  
30万円

※雇用する看護職員1名につき



一申請期間一

7月22日(金)～11月15日(火)

- ※ 申請期間内の消印有効です。
- ※ 予算がなくなり次第締め切ります(先着順)。
- ※ 給付決定後、予算に残額がある場合は、改めて申請期間を設けます。

【問合せ先・申請書類の提出先】

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

神奈川県健康医療局保健医療部医療課人材確保グループ

電話:045-210-4744(直通) メール:[chiho-kanjin@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:chiho-kanjin@pref.kanagawa.lg.jp)

## 【周知】災害支援ナース募集

問合せ先  
神奈川県 看護協会  
医療安全・災害医療・感染症対策課

(電話) 045-263-2932

(FAX) 045-263-2905

(メール) [iryouanzen@kana-kango.or.jp](mailto:iryouanzen@kana-kango.or.jp)

### あなたの力を被災地へ活かしませんか 災害支援ナース募集

皆さんの力が  
必須です

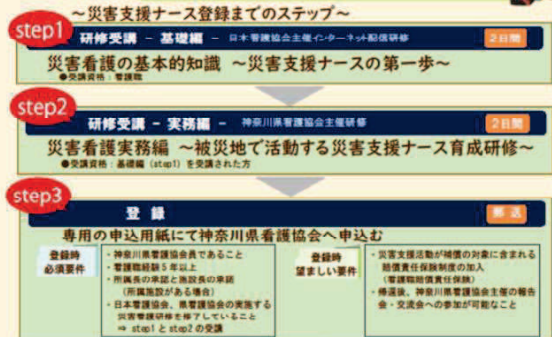
- 1 災害支援ナースとは  
看護職団体の一員として、被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるよう努めるとともに、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担う看護職のことで、都道府県看護協会に登録されています。

- 2 活動場所  
被災した医療機関・訪問看護ステーション・社会福祉施設・避難所

- 3 活動時期  
震災後3日以降から1か月間(目安)

- 4 活動期間  
原則、3泊4日(移動時間を含む)

自己完結型  
が基本です



準備完了!

登録手続きが完了したら、神奈川県看護協会から届きます。



皆さんも災害支援ナースへの一歩を踏み出してみませんか

問合せ 〒231-0037 横浜市中区富士見町3-1 神奈川県看護協会医療安全課  
(公社) 神奈川県看護協会 医療安全・災害医療・感染症対策課  
TEL 045-263-2932 (直) fax 045-263-2905 e-mail [iryouanzen@kana-kango.or.jp](mailto:iryouanzen@kana-kango.or.jp)

---

ご清聴ありがとうございました。